



今月のテーマ

ペットボトルのミネラルウォーターは消費期限切れで廃酸・廃アルカリになるのか

1. はじめに

毎年9月1日は防災の日と定められている。阪神大震災、東北大震災を経験して行政機関の国、都道府県から市町村まで災害対策用に備蓄が行われるようになった。

災害時の対策用に行政機関のみならず民間企業においても災害用の食品等の備蓄が義務付けられている。問題は備蓄物の消費期限後の処分方法の取り扱いです。

2. 消費期限付きの飲料水の行方

備蓄した物品の中で消費期限付きの物は定期的に入替え更新が必要になる。備蓄品の中で最も在庫の多いのは飲料水ではないか。それぞれ行政の倉庫には何十万本のペットボトル入りのミネラルウォーターが備蓄されているものと推測する。

仕事の関連で廃棄物処理業者からこの備蓄水の処理に関するご質問を受ける事が多い。すなわちお役所では何万本の備蓄水を入れ替えるために、古くなった備蓄水を処理したい。不要になった飲料水は不要物となり廃棄物に該当するので廃棄物処理業者に処理が委託される。

3. 契約上での入札する処理業者の悩み

悩み① 消費期限切れのミネラルウォーターの廃棄物の種類は何か？

行政機関の産廃対策部署における回答は「廃プラと廃酸・廃アルカリの混合物」というのが多い。

悩み② 当該ミネラルウォーターの処理方法は何か？

廃棄物の種類が廃酸・廃アルカリとすると処理方法は二つしかない。すなわち中和処理か焼却処理である。

4. ミネラルウォーターの源水は何か？

この源水は、自然界の水であり、フィルターを通して異物を除去し熱消毒して殺菌したものがペットボトルに封入された物。

廃棄物に該当するか否かの判断は、自然界にあるものは廃棄物には該当しないという大原則がある。例えば降雪、山や海岸の土砂、山林の落ち葉等。

5. 廃棄物か否かの判断基準

過去には自然界の物で廃棄物か否かの判定の見解、判例が多数公表されている。

例えば土砂については廃棄物から除外されている。理由は自然界から掘削されたものであるから。土砂と同一性状の物として取引されているものは、土砂とみなすとの判例も存在する。

ところが自然界の源水を無菌化、異物除去の処理をして、ペットボトルに封入する行為自体は事業活動に該当するため、廃棄する際に発生する廃液体も廃酸・廃アルカリとする判定が形式上なされる場合がある。

6. ミネラルウォーターは廃酸・廃アルカリには該当しない。

理由は、当該液体はPHの測定検査ではPH7前後であり、廃酸にも廃アルカリにも該当しない為、中和処理する液体ではない。ましてや焼却処分する処理困難な廃液にも該当しない。

結論は消費期限切れの水は飲料以外の水として有効利用を図る方向が望ましい。

最善の策は消費期限前に備蓄機関による水の計画的活用である。市民に趣旨説明しイベント配布、学校給食で利用等。知恵を絞れば廃棄以外の活用法はある。

